無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成28年３月18日　岡崎市

１、墳墓等所在地　愛知県岡崎市中町字東丸根63番地１ほか

１、墳墓等の名称　岡崎市有中町共同墓地

１、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　林しま、林茂・林百々枝、林美重子

１、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

無縁墳墓等改葬公告

現在松山市では、墓地整理のため無縁墳墓等を調査しております。墓地使用者、死亡者の縁故者など無縁墳墓等に関する権利を有する方は、お手数ですが下記の墓地管理担当まで、ご連絡くださいますようお願いします。

なお、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出のない場合は、無縁仏として改葬し、墳墓を撤去することとなりますのでご承知ください。

平成28年３月18日　松山市

１．墓地の名称（墓地の所在地）

鷺谷墓地（愛媛県松山市祝谷東町442番地）

大明神墓地（愛媛県松山市明神丘１番地）

１．死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

１．墳墓等の名称（墳墓等の使用者又は建立者）

鷺谷墓地

①長崎縣宮地氏小兒之墓（不詳）　②高知縣吉木裕雄三女墓（不詳）　③納骨碑（不詳）　④高市直高市豊之霊（不詳）　⑤重松墓(不詳)

大明神墓地

①不詳４基（徳丸カメヨ）　②佐村喜十郎之墓（三浦正一）　③不詳３基（白方昌訓）　④小澤宗平之墓（小澤宗平）　⑤不詳５基（池田光一）　⑥不詳５基（夏井ツヤ子）　⑦池田家累代之墓ほか１基（池田朝綱）　⑧菊川家之墓（菊川春子）　⑨先祖代々（泉ヤエ）　⑩不詳９基（安永徹）　⑪不詳（富山徳太郎）　⑫不詳（松岡要）　⑬不詳（佐可野道人）　⑭吉村村田家祖先墓（不詳）　⑮不詳（桐原久義）　⑯不詳（替地内臓）　⑰不詳（村上章）　⑱不詳（徳永広文）　⑲不詳（大塚直貴）　⑳不詳（矢野静夫）　㉑不詳（横山トヨノ）　㉒不詳（葛原勇）　㉓不詳（岡崎輝雄）　㉔不詳（高橋光子）　その他１基不詳

１．改葬を行おうとする者　愛媛県松山市二番町４丁目７番地２　松山市長　野志　克仁（連絡先　愛媛県松山市萱町６丁目30番地５　松山市保健所生活衛生課）

公示送達

仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関して、書類の送付を受けるべき者の送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により、書類の送付に代えてその書類の内容を次のとおり公告します。なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを名取市閖上字大塚124番において掲示しています。

平成28年３月18日

仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　名取市

代表者　名取市長　佐々木一十郎

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不明

氏名　大友太惣吉　外１名

住所　不明

氏名　大友　兵吉　外１名

住所　不明

氏名　千葉　成俊　外９名

住所　不明

氏名　出雲円之助　外２名

住所　不明

氏名　木皿　善蔵　外２名

住所　不明

氏名　木皿権左エ門　外２名

２　通知の内容

平成27年11月19日付け名区発第170号の「仮換地指定通知」について、使用又は収益を開始することができる日を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定により、通知します。

教示

１　この通知にかかる処分について不服があるときは、この通知書を受け取ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。)

２　この通知にかかる処分について不服があるときは、この通知書を受け取ったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項、同条第５項及び同法第99条第２項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるものがその受領を拒んだため、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告します。

平成28年３月18日

市原都市計画事業

八幡宿駅東口土地区画整理事業

施行者　市原市

代表者　市原市長　小出　譲治

１　書類の送付を受けるべき者

住所　千葉県市原市八幡566番地の７

氏名　篠原　京子

２　通知の内容

市原都市計画事業八幡宿駅東口土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。よって、同法同条第５項及び同法第99条第２項の規定により通知します。

記

従前の宅地

大字	字	地番	地目	登記地積 (基準地積)
八幡	太田切	566－１	宅地	9.52㎡ (9.52㎡)
八幡	太田切	566－３	宅地	10.52㎡ (10.52㎡)
八幡	太田切	566－７	宅地	132.06㎡ (132.06㎡)
八幡	太田切	566－８	宅地	130.57㎡ (130.57㎡)
八幡	太田切	566－９	公衆用道路	8.58㎡ (8.58㎡)

仮換地

街区番号	仮換地符号	位置	地積
42	17	添付図面のとおり	17.㎡
42	18	添付図面のとおり	234.㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成28年１月25日

仮換地について使用または収益を開始することができる日　別に定めて通知します

(注)１　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。２　別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。

教示

⑴　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

⑵　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、添付図面（仮換地案内図、仮換地図及び従前の土地・仮換地重ね図）は省略し、千葉県市原市八幡566―10に掲示しております。